

会社の勤務指定のここはおかしいぞ！ シリーズ⑦

「制服で通勤しても良い」と開き直る会社 更衣時間は労働時間が常識！ その2

過日、JR東海労組員が労働基準監督署に出向き、更衣時間について2回目の相談をしてきました。組員が、会社は「制服で通勤しても良い」「常識の範囲なら制服で居酒屋で飲んでも構わない」という見解を示していることを労基署の監督官に伝えると、呆れた表情を浮かべたということです。

今回の相談の結果、労基署の監督官から、未払い賃金請求をしたらどうかとのアドバイスを受けました。そして、組員は超過勤務申請書に更衣時間を記載し、社長宛に提出しました（職場では受取拒否、社長宛に郵送）。

全社員の皆さん、たかが更衣時間だと思っはいませんか？ 「塵も積もれば山となる」といいます。1回につき5分の更衣時間とすると、以下の時間になります。

日勤勤務者 1年分（月20日勤務で出勤時と退庁時）

$$5分 \times 2回 \times 20日 \times 12ヶ月 = 2,400分(40時間)$$

泊まり勤務者 1年分（月10泊勤務で出勤時と退庁時）

$$5分 \times 2回 \times 10日 \times 12ヶ月 = 1,200分(20時間)$$

これに、自分の時間単価をかけてみましょう。

$$\text{時間単価} = \frac{(\text{基本給} + \text{調整手当} + \text{役付手当} + \text{技能手当}) \times 12}{1 \text{日基準労働時間} \times 245}$$